

宇部高専における休講措置対応【終日（警戒レベル4以上）】

「危険警報」以上発表(気象庁) または 「避難指示」以上発令(市町村)の場合

1. 判断対象とする危険警報等の発表・発令地域：宇部市（「避難指示」以上については「琴芝地区」が含まれる場合に限る。）
※ただし、宇部市に対象となる危険警報等が発表・発令されていなくても、居住する市町村に発表・発令されている場合は、自宅で待機、避難等の行動をとってください。
なお、この場合の自宅待機等については、公認欠席願の提出により公認欠席として取り扱います。
2. 学生の確認方法
①テレビ・ラジオ等報道機関、気象庁・宇部市等ホームページの気象警報等
②Teams等により周知する休講情報
※気象警報等が発表・発令された場合は、速やかに休講の周知を行うものとする。ただし、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則第3条第2項(1)に規定する労働時間(8:30～17:00)外に気象警報等が発表・発令された場合は、原則、翌勤務日の勤務時間内において、休講の周知を行うものとする。

